

長久手市中小企業者等支援補助金

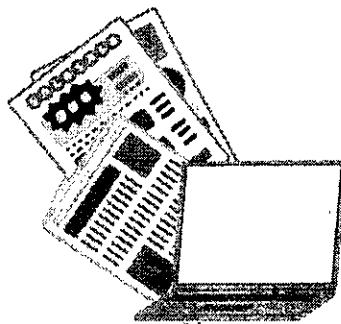
1 事業の目的

市内商工業の活性化や賑わいの創出を目的として市内事業者が市内の店舗等で実施する事業（販路拡大・新商品開発）に係る経費の一部を補助します。

2 補助対象事業

販路拡大事業

- ア 自らの製品や技術について見本市、展示会等の出展費用
- イ 自らの事業に関するホームページの開設・改修の費用
- ウ その他、販路拡大を目的とした事業の費用
(例) 市内店舗の宣伝のためのチラシ作成費用



新商品開発事業

- ア 新商品開発に必要な材料費や機械購入費
- イ 新商品開発に必要な委託料
- ウ その他、新商品開発を目的とした事業の費用
(例) 飲食店で新たに飲食メニューを開発
市内に来る観光客むけお土産品の開発



※補助対象にならない例

- 既存メニューの組み合わせや、「長久手」と付けただけのメニューにする
- 実績報告までに販売が可能ではない商品

補助率及び補助上限額

- ・補助対象事業に係る経費の1/2
- ・補助上限額10万円

補助対象者

長久手市内に店舗・事業所を有し、事業を営む中小企業者（法人または個人事業主）

【お申し込み・お問い合わせ先】

長久手市役所 たつせがある課

T E L: 0561-56-0641 メール:tatsuse@nagakute.aichi.jp

※申請書の様式はホームページから
ダウンロードできます。

HP QRコード

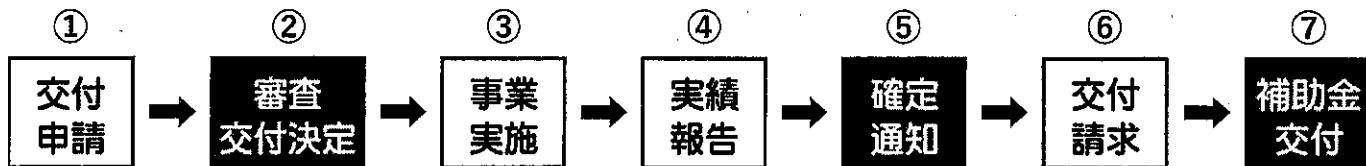


長久手市 中小企業者等支援補助金

クリック！

裏面もご覧下さい！

3 補助金交付までの流れ



※必ず事業実施前に申請してください。

申請する前に支払いや申込みなど事業を実施している場合は補助金の対象外となります。

4 申請期間

交付申請

令和5年4月24日（月）から令和5年12月22日（金）まで（当日必着）

※申請額が予算額を上回った場合申請受付期間中でも申請の受付を締切る場合があります。

実施期間

交付決定後、令和6年1月31日（水）までに実施し、支払いまで完了したものを対象とします。

※事業の実施及び支払いが令和6年1月31日に間に合わなかった場合は補助対象外となります。

実績報告

支払いを完了した日から30日以内に提出してください。

5 その他

- 補助事業完了後、事業の実施状況について見学やヒアリングさせていただくことがあります。
- 交付決定後に補助対象事業の内容や金額が変更になった場合は変更申請書（様式第6号）を提出する必要があります。
- 新商品開発事業にて開発した新商品については、長久手市HPにて公開いたします。そのため実績報告時に、完成した新商品の写真のデータをたつせがある課までメールでご送付ください。